



2022年6月29日

各 位

会 社 名 東亜石油株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員
原田 和久
コード番号 5008 (東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 執行役員 宍戸 康行
(TEL 044-280-0614)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である出光興産株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社の商号等

(2022年3月31日現在)

| 名 称 | 属 性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている 金融商品取引所等 |
|--------------|-----|-------------|-------|-------|--|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 出光興産 株式会社 | 親会社 | 50.15 | 0.00 | 50.15 | 株式会社東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在) |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

石油事業について、当社は出光興産株式会社との受託精製契約に基づき、出光興産グループの石油製品の供給を担う製油所として機能しております。

電気事業について、当社は出光興産株式会社との受託発電契約に基づき、出光興産グループへ電力を供給しております。

短期運転資金について、同社のグループファイナンスにより資金調達を行っております。

当社は、親会社との技術ノウハウの共有ならびに人材育成などを目的として、2022年3月31日現在、当社の管理部門を中心に親会社ならびに親会社企業グループから20名を出向者として受入れており、同時に、当社から16名が親会社ならびに親会社企業グループに出向しております。

上記のとおり、当社と親会社とは、「製造」と「販売」という事業の棲分けがなされており、当社は親会社に対して一定の独立性が確保されているものと考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の被所有 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|---------|-----------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 親会社 | 出光興産株式会社 | 東京都千代田区 | 168,351 | 石油 事業他 | (被所有) 直接 50.15 | 石油精製 受胎託取引 発電 受委託取引 | 受託精製料 (1) 受託発電料 (2) 賃借料 (3) 揮発油税等 (4) 資金の借入 (5) 支払利息 (5) | 22,341 4,339 204 104,862 △4,312 61 | 売掛金 未払費用 立替揮発油税等 短期借入金 | 3,710 18 25,536 15,687 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社と出光興産株式会社とは石油精製の受委託契約を締結しており、受託料は市場価格等を勘案して協議し、合理的に決定しております。
- (2) 当社と出光興産株式会社とは発電の受委託契約を締結しており、受託料は市場価格等を勘案して協議し、合理的に決定しております。
- (3) 当社と出光興産株式会社とは設備を賃借する賃貸借契約を締結しており、賃借料は減価償却費及びその他経費等を勘案して年度協議により決定しております。
- (4) 立替揮発油税等については、当社より出荷し、出光興産株式会社が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。
- (5) 出光興産株式会社の運営するCMS（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加して、資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社の支配株主は出光興産株式会社ですが、出光興産株式会社と当社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしております。取締役会での審議過程において、社外取締役は当社と支配株主との間の公平性が確保されるよう監督しております。

以上